

大阪府泉佐野保健所 災害対策マニュアル

平成16年10月

大阪府泉佐野保健所

大阪府泉佐野保健所災害対策マニュアル

1 目的

大阪府泉佐野保健所（以下「保健所」という。）において大阪府泉佐野保健所災害対策実施要領に基づく災害発生時の応急対策が遺憾なく実施できるよう、その基本項目を定める。

2 平常時の対応

(1) 連絡連携体制の確立

ア 管内の市町及び医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ保健・医療・福祉関係機関との連絡体制の整備

- ・市町の主催する会議等への参加及び保健所運営協議会、健康危機管理関係機関連絡会議等の開催等を活用した会議等の開催により、災害時の役割、連絡体制を確認する。

イ 通信手段の確保

防災行政無線の点検整備及び使用方法の周知徹底

ウ 市町防災計画の把握

避難所の位置等の確認

(2) 各種情報、名簿等の整理

ア 所内職員間の緊急連絡網を作成（別紙1）

イ 所内災害救助隊の各班の編成割当表の作成

ウ 医療機関、福祉施設等関係施設の情報の整理及び一覧表、位置図の作成

エ 非常時訪問者（在宅高度医療受療者、難病患者、結核患者、要介護者、障害者等）の情報の整理

オ 医薬品等の備蓄情報の整理

- ・ 医薬品等卸売業者及び製造者の災害用流通備蓄品情報の把握

カ 上下水道、毒劇物取扱施設等の情報の整理

キ 管内在住の他保健所職員の情報の整理

(3) その他

ア 防災用物品（救急処置用品、ヘルメット、長靴、軍手等）の確保、点検

イ 保健所で必要な非常用物資の確保体制の整理

ウ 防火、防災訓練の実施

エ 日常的な事務所の整理、整頓

オ 検査用薬品の管理

3 災害発生時の対応

(1) 初動体制の確保（職員の勤務体制等）

ア 職員は、大阪府泉佐野保健所災害対策実施要領の配備体制に基づき従事する。

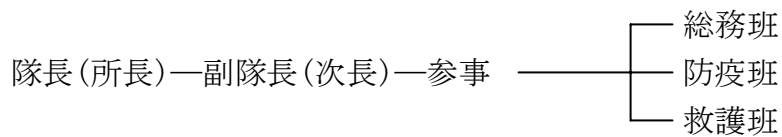
万一、電話等通信手段が途絶した場合は、職員はテレビ、ラジオ及び地元市町村からの情報収集に努め、自主的な判断に基づき利用可能な手段により出勤するよう努めるものとする。

イ 職員は、交通機関の途絶により保健所に参集できない場合、最寄りの保健所に参集し、当該保健所長の指示に従い行動するものとする。(ただし、所長、次長及び参事は、防災行政無線等を通じて、本務保健所の指示にあたる)

なお、職員はその場合でも引き続き本務保健所への出勤に努めるものとする。

ウ 職員、家族が被災し、家屋の損害や負傷等の被害を受けた場合、家族の安否の確認及び当面の復旧等を最優先し、すみやかにその旨を保健所に連絡するものとする。

エ 職員の出勤状況を勘案し、できるだけすみやかに保健所に災害救助隊を設置する。



なお、各班の業務については、別紙のとおりとする。

オ 災害発生が勤務時間外の場合、職員の居住地との関係もあり、直ちに多数の職員を確保することが困難な場合が予想されることから、災害救助隊設置までの間、確保された職員のうちから総括責任者を選任し、その指示により災害応急対策にあたるものとする。

(2) 市町等との連携

市町及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等と事前に定めている連絡体制などにより、市町の被災状況、緊急対策状況を把握し、活動の方針を決定する。

〔総務班の業務〕

1 緊急時の対策(災害発生時から48時間以内)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 庁舎設備の安全確保及び被災状況調査 ⇒本庁への報告
- ・ 庁舎設備の被災状況を把握し、必要に応じ応急措置を実施するとともに、ガス漏れ、漏電等二次災害の恐れのある設備については安全確保の措置を講ずる。
- イ 職員の罹災状況調査及び執務体制(職員の確保)の確立 ⇒本庁への報告
- ウ 管内の被害状況の把握(市町災対本部と連携) ⇒本庁への報告
- エ 医療機関及び保健福祉施設等の被害状況調査
- オ 診療可能医療機関等の把握及び情報提供
- カ 避難所、救護所の設置状況等の調査(市町村災対本部と連携)

(2) 実施事項

- ア 防災無線等連絡手段の確保
- イ 各OA機器、データベースのチェック ⇒所内各課への指示
- ウ 公用車の緊急車両指定手続き
- エ 保健所で必要とする非常用物資の確保

(3) 連絡、調整、情報交換

- ア 市町災害対策本部との連絡、調整、情報交換 ⇒連絡員の派遣
- イ 防疫班、救護班との連絡、調整
- ウ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡、情報交換
- エ 近隣保健所等との連絡、情報交換
- オ ボランティア等の受入れ及び派遣計画の状況把握(市町災対本部と連携)

2 初期の対策(3日～1週間)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 管内の被害状況の把握(市町災対本部と連携) ⇒本庁への報告
- イ 職員の罹災状況等の把握及び執務体制(職員の確保)の確立 ⇒本庁への報告
- ウ 診療可能病院等の把握及び情報提供
- エ 避難所、救護所の設置状況及び運営状況の把握(市町災対本部と連携)
- オ 医療機関、保健福祉施設等の被害状況及び復旧状況調査

(2) 実施事項

ア 庁舎等の応急復旧対策

(3) 連絡、調整、情報交換

ア 市町災害対策本部との連絡、調整、情報交換

イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡、情報交換

ウ 防疫班、救護班との連絡、調整

エ 近隣保健所等との連絡、情報交換

オ ボランティア等の受入れ及び派遣計画の状況把握(市町災対本部と連携)

3 中期の対策(1週間~1か月)

(1) 調査、情報収集・提供等

ア 診療可能医療機関等の把握及び情報提供

イ 避難所、救護所の設置状況及び運営状況の把握(市町災対本部と連携)

ウ 仮設住宅の設置状況の把握及び情報提供(市町災対本部と連携)

エ 医療機関、保健福祉施設等の被害状況及び復旧状況調査

(2) 実施事項

ア 庁舎等の復旧対策

(3) 連絡、調整、情報交換

ア 市町災害対策本部との連絡、調整、情報交換

イ ボランティア等の受入れ及び派遣計画の状況把握(市町災対本部と連携)

ウ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡、情報交換

エ 防疫班、救護班との連絡、調整

オ 近隣保健所等との連絡、情報交換

4 長期の対策(1か月以降)

(1) 調査、情報収集・提供等

ア 避難所、救護所の運営状況の把握(市町災対本部と連携)

イ 仮設住宅の設置状況の把握及び情報提供(市町災対本部と連携)

エ 診療可能病院等の把握及び情報提供

オ 医療機関、保健福祉施設等の復旧状況調査

(2) 連絡、調整、情報交換

ア 市町災害対策本部との連絡、調整、情報交換

イ ボランティア等の受入れ及び派遣計画の状況把握(市町災対本部と連携)

ウ 防疫班、救護班との連絡、調整

エ 近隣保健所等との連絡、情報交換

オ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡、情報交換

カ 災害対策の評価分析を行い報告書作成開始

[防疫班の業務]

1 緊急時の対策(災害発生時から48時間以内)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 所内の検査機器等の被害状況調査及び修理
- イ 水道施設の被害状況調査及び府(国)への報告
- ウ 食品メーカー等の被害状況調査及び情報提供
- エ 汚染物質及び毒劇物等の保管状況等の調査
- オ 火葬場の被害状況調査及び府(国)への報告
- カ 飲料水、食糧の配布場所等情報の収集・提供(市町災対本部と連携)
- キ 防疫上の注意の徹底
- ク 感染症発生状況の調査

(2) 実施事項

- ア 飲料水(井戸水含む)の検査及び住民への情報提供
- イ 食料供給施設及び受け入れ基地への衛生指導・現場検査
- ウ 食品の腐敗等の衛生対応策の検討及び決定
- エ 防疫体制の確立(市町災対本部と連携)

(3) 連絡、調整、情報交換

- ア 近隣保健所等との連絡、情報交換

2 初期の対策(3日~1週間)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 生活関連施設(上下水道等)及び飲食店等食品関係営業施設の被害調査、衛生指導、情報提供
- イ 食品メーカー等の被害状況調査及び情報提供
- ウ 被災地、避難所等の生活環境調査及び改善策等の協議(市町災対本部と連携)
- エ 飲料水、食糧の配布場所等情報の収集・提供(市町災対本部と連携)
- オ 防疫上の注意の徹底
- カ 感染症発生状況の調査

(2) 実施事項

- ア 防疫体制の確立(市町災対本部と連携)
- イ 飲料水(井戸水含む)の検査及び住民への情報提供
- ウ 避難所等への食品衛生巡回指導
- エ 食糧供給施設及び受け入れ基地への衛生指導、現場検査
- オ 露店営業及びボランティア活動に対する衛生指導等
- カ 鼠、衛生害虫の駆除指導(市町災対本部と連携)

(3) 連絡、調整、情報交換

ア 近隣保健所等との連絡、情報交換

3 中期の対策(1週間~1か月)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 被災地、避難所等の生活環境調査及び改善策等の協議(市町災対本部と連携)
- イ 生活関連施設(上下水道等)及び飲食店等食品関係営業施設の復旧状況調査、衛生指導
情報提供
- ウ 食品メーカー等の復旧状況調査及び情報提供
- エ 飲料水、食糧の配布場所等情報の収集・提供(市町災対本部と連携)
- オ 防疫上の注意の徹底
- カ 感染症発生状況の調査

(2) 実施事項

- ア 防疫体制の確立(市町災対本部と連携)
- イ 飲料水(井戸水含む)の検査及び住民への情報提供
- ウ 避難所等への食品衛生巡回指導
- エ 食糧供給施設及び受け入れ基地への衛生指導、現場調査
- オ 露店営業及びボランティア活動に対する衛生指導等
- カ 鼠、衛生害虫等の駆除指導(市町災対本部と連携)

(3) 連絡、調整、情報交換

- ア 近隣保健所等との連絡、情報交換

4 長期の対策(1か月以降)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 避難所、仮設住宅等の生活環境調査及び改善策等の協議(市町災対本部と連携)
- イ 生活関連施設(上下水道等)及び飲食店等食品関係営業施設の復旧状況調査、衛生指導
- ウ 食品メーカー等の復旧状況調査及び情報提供
- エ 防疫上の注意の徹底
- オ 感染症発生状況の調査

(2) 実施事項

- ア 防疫体制の確立(市町災対本部と連携)
- イ 飲料水(井戸水含む)の検査及び住民への情報提供
- ウ 避難所、仮設住宅等への食品衛生巡回指導
- エ 食糧供給施設及び受け入れ基地への衛生指導、現場調査
- オ 露店営業及びボランティア活動に対する衛生指導等
- カ 鼠、衛生害虫等の駆除指導(市町災対本部と連携)

(3) 連絡、調整、情報交換

- ア 近隣保健所等との連絡、情報交換
- イ 災害対策の評価分析を行い報告書作成開始

〔救護班の業務〕

1 緊急時の対策(災害発生時から48時間以内)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 救護所等への治療薬の供給状況の把握及び供給体制の支援(市町災対本部と連携)
- イ 医薬品業者への情報提供(市町災対本部と連携)

(2) 実施事項

- ア 救護所等に対する支援(市町災対本部と連携)
- イ 非常時要訪問者(在宅高度医療受療者、難病、結核、要介護者、障害者等)の安否・健康状態等確認、必要な医療の確保
- ウ 必要に応じて近隣住民に対する外傷等の応急措置の実施

(3) 連絡、調整、情報交換

- ア 近隣保健所等との連絡、情報交換

2 初期の対策(3日～1週間)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 地域の関係団体等との情報交換
- イ 新たに訪問の必要な者の把握
- ウ 救護所等への治療薬の供給状況の把握及び供給体制の支援(市町災対本部と連携)
- エ 医薬品業者への情報提供(市町災対本部と連携)

(2) 実施事項

- ア 非常時要訪問者(在宅高度医療受療者、難病、結核、要介護者、障害者等)の安否・健康状態等確認、必要な医療の確保、保健栄養指導の実施
- イ 避難所等の健康管理体制の確立(市町災対本部と連携)
- ウ 避難所等における感染症等への対応
- エ 被災者等の健康相談窓口の開設
- オ 必要に応じて近隣住民に対する外傷等の応急措置の実施

(3) 連絡、調整、情報交換

- ア 近隣保健所等との連絡、情報交換

3 中期の対策(1週間～1か月)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 地域の関係団体等との情報交換
- イ 新たに訪問の必要な者の把握
- ウ 救護所等への治療薬の供給状況の把握及び供給体制の支援(市町災対本部と連携)
- エ 医薬品業者への情報提供(市町災対本部と連携)

(2) 実施事項

- ア 非常時要訪問者(在宅高度医療受療者、難病、結核、要介護者・障害者等)を訪問し、健康状態等確認、必要な医療の確保、保健栄養指導の実施

- イ 避難所等における感染症等への対応
- ウ 被災者等の健康相談窓口の開設
- エ ストレス反応(PTSD)への対応策の検討及び実施

(3) 連絡、調整、情報交換

- ア 近隣保健所等との連絡、情報交換

4 長期の対策(1か月以降)

(1) 調査、情報収集・提供等

- ア 地域の関係団体等との情報交換
- イ 新たに訪問の必要な者の把握

(2) 実施事項

- ア 避難所、仮設住宅等の健康管理体制の確立(市町災対本部と連携)
- イ 非常時要訪問者(在宅高度医療受療者、難病、結核、要介護者、障害者等)を訪問し、健康状態等確認・必要な医療の確保・保健栄養指導の実施
- ウ 避難所等における感染症等への対応
- エ 被災者等の健康相談等の窓口の開設
- オ ストレス反応(PTSD)への対応策の検討及び実施

(3) 連絡、調整、情報交換

- ア 近隣保健所等との連絡、情報交換
- イ 災害対策の評価分析を行い報告書作成開始